

平成31年第4回

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会

議事日程

平成31年2月21日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 開会
日程第 2 委員長挨拶
日程第 3 証人喚問 御宿町長 石田義廣氏
日程第 4 議題 (1) 本委員会報告について
日程第 5 閉会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員（5名）

委員長	瀧口義雄君	副委員長	貝塚嘉軼君
委員	石井芳清君	委員	滝口一浩君
委員	大野吉弘君	委員	北村昭彦君
議長	大地達夫君		
証人	石田義廣君		

事務局職員出席者

事務局長 吉野信次君 主 事 鶴岡弓子君

◎開会の宣告

○事務局長（吉野信次君） それでは、定刻になりましたので、

平成31年第4回2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会を開会いたします。

はじめに事務局よりご報告申し上げます。

本日の会議ですが、御宿町議会委員会条例第14条の定足数に達していることをご報告させていただきます。

それでは、委員長、議事の進行をお願いいたします。

○委員長（瀧口義雄君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから平成31年第4回2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会を開会いたします。

◎委員長挨拶

○委員長（瀧口義雄君） 本日は、御宿町議会委員会条例第17条により傍聴の許可をしております。傍聴にあつては傍聴規則により、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

報道関係者に申し上げます。

会場内の撮影につきましては、冒頭の証人宣誓まで、写真等の撮影のみ許可いたします。

また、報道関係者及び傍聴人に申し上げます。

会議中の写真、動画等の撮影、録音等は禁止いたします。

なお、議会だより編集のための会場内の写真撮影も同様とします。

(午前9時00分)

◎証人喚問

○委員長（瀧口義雄君） 本日の日程は、100条調査権に基づく証人尋問でございます。

これより本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。

2018日本・学生メキシコプログラム事業に関する事項について、証人から証言を求めます。

本日出頭を求めました証人は、御宿町長、石田義廣君です。証人の入室をお願いします。

(証人入室・着席)

○委員長（瀧口義雄君） 証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。調査のためにご協力いただきますようお願い申し上げます。

調査をもとめる前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法に関する法令中の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合は、これを拒むことができることになっております。

すなわち、1、証言が証人、証人の配偶者、四親等内の血族もしくは三親等内の姻族の関係にあり、もしくはあった者、または証人と後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、または証言がこれらの人の名誉を害する事項に関する場合、2、公務員または公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合、3、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、4、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

これ以外の場合は証言を拒むことはできません。

もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓にきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち証人、証人の配偶者、四親等内の血族もしくは三親等内の姻族の関係にあり、もしくはあった者、または証人と後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係があることについて尋問を受けたときには宣誓を拒むことができます。

それ以外の場合には宣誓を拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、一同、ご起立願います。

石田証人、宣誓の朗読をお願いいたします。

○証人（石田義廣君） 宣誓書。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成31年2月21日、証人、石田義廣。

○委員長（瀧口義雄君） 皆さんご着席ください。

それでは宣誓書に署名と捺印をお願いいたします。

写真等の撮影はここまでです。録音等は認めておりませんので、よろしく願います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと。また、ご発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、これから尋問するときにはご着席のままで結構です。お答えの際には起立して発言をお願いいたします。

委員各位に申し上げます。

本日は、2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業に関する重要な問題について、証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようにご協力をお願いします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に充分留意されるよう、特に私から申し上げます。

石田町長より申し立てがあり、公務のため出張ということで、本日は9時から12時まで証人の尋問を行います。

調査を始める前に、証人が証言、宣誓の前に本委員会では、毎回、証言と宣誓について説明をいたしております。証人が宣誓する時は、傍聴人、マスコミ関係者の皆さん、委員、職員全員が起立し、敬意を持って証人の宣誓の読み上げを拝聴しております。証人が自ら宣誓書に署名し、押印している事実を申し上げておきます。

石井委員から質問を求められていますので、これを許可いたします。

石井委員どうぞ。

○委員（石井芳清君） それでは私から証人にご質問をさせていただきます。

業務委託契約書についてお聞きしたいと思います。

まず、御宿町が業務委託契約を結ぶときの必要条件についてお伺いいたします。

○証人（石田義廣君） 業務委託契約ということで、結ばせていただきましたけれど、これはこれまでもいろいろと、考えのやりとりと言いますか、いろいろやってきましたけれど、業務委託契約につきましては、この相手方との約束と言うことで、契約を結ばせていただいたと言うことでございます。

○委員（石井芳清君） 私が質問いたしましたのは、御宿町が業務委託契約する時の必要条件です。町、一般的には行政体です。そのことについての質問でございます。

○証人（石田義廣君） 以前も申し上げましたけれど、この契約につきましては、随意契約ということで、1社ということで行いました。地方自治法施行令167条の2第6号に基づいて、行わせていただいたと言うことでございます。

○委員（石井芳清君） 町が業務委託契約について詳細な規定があると思いますが、それについて説明いただけませんか。

○証人（石田義廣君） 先般の会議でひとつ疑問に思っていることがあるのですが、それは何かと言いますと、前回だったと思いますが、財務規則の中で、167条の2第3項（地方自治法施行令）でという文言が出てまいりましたけれども、施行令を見ますとこの第3項と言うのは身障者の関係でございまして、その辺大変不可思議でございます。その辺はいかななものかと思っているところでございます。あとで照会と申しますか、照らし合わせてもらえばと思います。

○委員（石井芳清君） 私がお聞きしたのは、町が業務委託の契約をする時の規則ですね。どういふものがあるのかという、お話をしているのです。これが私の質問でございます。

○証人（石田義廣君） 先ほど申し上げましたけれど、随意契約ということでございまして、その内容につきましては、いろいろと財務規則の中に書かれてあると思っております。

○委員（石井芳清君） 証人は今、と申しますか、一つ前の質問の中で、167条の2条第6項としましたか。に基づいて契約をされたという発言だったと思います。ですからそれが具体的に町の規則の中でどういう風に参酌されたのか。この業務委託契約に。そのことを私は聞いているのです。

○証人（石田義廣君） 随意契約ということでございますので、そういう中で特別な事情のある場合1社でよいという決まりがありますので、そういうことに従いまして契約をいたしました。

○委員（石井芳清君） それでは次に移りたいと思います。2月1日の口頭の契約は、役場職員と相談いたしましたか。

○証人（石田義廣君） まさに時間の流れと申しますか、時間の行程の中で、2月1日は、2月

という時期は、事業を実施するための準備の期間でございます。そういうことで2018のプログラム事業は5回目を迎えますが、4回とも同じように準備をさせていただいて行ってきた。そういう中で、口頭のお約束をしましたが、いろいろな相手方との電話でのやり取りとか、そういうことで、口頭の契約と言うことで、特に、ま、この準備に入っていますので、この事業に関して関係者、職員の皆さんも、それなりに関係するものの中で動いていたと思いますが、とりわけこの時点で契約の、そういったお約束、事業を行っていくというは、それぞれの職員の皆さんに、関係する中で承知していたと思いますが、具体的に契約云々というお話はしなかったと思います。

○委員（石井芳清君） なぜ相談されなかったのですか。

○証人（石田義廣君） 口頭のお約束と言うこともございましたので、そしてまた、時間が流れる中で、3月の予算が修正動議により削除されたと、そういう中で、また時間が流れて7月11日に、書類上の契約をさせていただいた。その契約書の文面でございますように、2月1日に、ということで、いろいろな、この事業を行っていきましょうという約束をしたということを確認させていただいたということでございます。

○委員（石井芳清君） 私が質問をしたのは、なぜこの時、2月1日です。約束されたのは口頭で。この時はまだ3月議会前ですよ。町長。ですから職員と相談することができる。なぜされなかったかということです。もう一度お尋ねします。

○証人（石田義廣君） 今申し上げましたけれど、今申し上げましたように、2月の時点ではこの事業を、5回目を行っていきましょうという、準備にございましたので、とりわけ協議と言いますか、しなかったということでございました。そうことでございます。

○委員（石井芳清君） もう一度お尋ねいたしますが、証人はこの事業、町の事業だと、この間証言されております。なぜ相談されなかったのですか。

○証人（石田義廣君） この事業の相談と言うよりも、4回の経験を経まして、非常に各方面で、外務省はじめメキシコ大使館、すばらしい事業だときております。そういう中で、職員の皆さんもしっかりと協力をしていただいて来たわけでございます。そういう雰囲気の中で、準備を進めたと言うわけでございます。そのような中でとりわけ、その時点で、契約についてはお話をしなかったということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 前回の1月18日のご答弁ですけれど、2月1日に、7月11日の契約書と同じもの全てが決まっていたと言うことでよろしいのですか。ということで「ハイ」と。契約。約束と契約、両方使い分けていますけれど、石田町長ご本人として契約と言う言葉と約束と言

う、2つの言葉を使っております。契約と言うことでこの100条委員会では話が進んでいる中で、契約であったら石井委員が言われるように、事務手続きが必要だということで、じゃ職員に事務手続きの指示をしたのかと、ということの質問が主でございます。

○証人（石田義廣君） 2月1日の時点において、色々な準備をしまいましたが、まさに7月の時点で、書類上のこのような契約をしておりますが、そういう中で、書かれてありますものを、再度、ま、確認したということでございまして。その時に、こまごまとした内容については、ございませんが、ただこの事業を実行する中で、当然のことながらここに書かれた内容、改めて確認をさせていただいたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） そうしますと、1月18日の答弁ですけれど、7月11日の契約の書類と同じもの全て決まっていたということだとしておりますけれど、違うと言うことですね。今のお答えは。

○証人（石田義廣君） 2月の時点でここに書かれてありますものを、全部、当然のことながら、この事業をやっていくためには、必要だと言うことで、そういう認識におったということでございます。

○委員（石井芳清君） 次に移ります。この業務委託契約書ですが、相手方が外国の方と言うことございまして、外国との国際契約だと思います。御宿町が国際契約をする時の必須条件について説明してください。

○証人（石田義廣君） 国際契約と言いますか、具体的には、千葉県御宿町長の私とメキシコに在住する相手の方との、NPO法人であります。契約と言うことございまして、とりわけ、国際契約と言う形での決まりと言いますか、そういうことは、私は、特別な決まりはないのではないかと思います。

○委員（石井芳清君） この業務委託契約でありますけれども、町は、顧問弁護士がいるとおもいます。顧問弁護士とはこの業務委託契約については相談されたのでしょうか。

○証人（石田義廣君） 内容については全く顧問弁護士さんとは相談はしておりません。

○委員（石井芳清君） なぜ相談なされなかったのでしょうか。

○証人（石田義廣君） 時間の流れの中で、3月に予算が修正動議で削除されまして、6月に特別委員会が、本委員会が設置されたという流れの中で、前回も、以前も申し上げましたけれども、顧問弁護士さんは、特別100条委員会の、特別調査委員会の弁護といいますか、指導、私がそういう考えでないという、以前から直接ではありませんが、間接的に伺っておりましたので、もうすでに7月に入った時点では、6月の議会も終わりました、7月に入った時点は、委員

会が設置されておりますので、全く私はご相談をしなかったということでございます。

○委員（石井芳清君） 証人が私選弁護士に業務委託契約書を作成させ、7月11日に書面の契約を締結した時、役場職員に相談をいたしましたか。

○証人（石田義廣君） この契約の内容については、なんだかの話はしたのではないかと思いますけれど、はっきりした記憶はございません。

○委員（石井芳清君） 次にこの契約締結であります、これは御宿町ということですので、契約締結について公表が求められると理解しておりますが、この契約締結を公表してございますか。

○証人（石田義廣君） この件につきましては、以前も申し上げましたけど、このような形でいたしますということを、議会の皆様方にご紹介をさせていただいたということでもあります。

○委員（石井芳清君） それはいつですか。

○証人（石田義廣君） 期日は覚えておりませんが、この契約の期日以降であると思います。

○委員（石井芳清君） それはどのようになさいましたか。

○証人（石田義廣君） 私が申し上げておりますのは、契約をこのようにいたしますということを、皆様方に、私の方針を述べたときにという理解でございます。

○委員（石井芳清君） 私が質問いたしましたのは、こうした町が契約をした時に、これは公表するという事になっておりますが、町が行う公的な契約ですね。

○証人（石田義廣君） そのことは、先ほど私が言及しました167条の2第1項第3号ということで、この施行令と財務規則の関連が非常に不確かな面があります。その辺をあとできちんとしなければならぬ。その財務規則の3項について公表と書いてありますから、その辺は、3号は身障者の関係ですから、いかがなものかと思っております。

○委員（石井芳清君） 公表されたのですか。公表したのか、しないのかについてもう一度きちんとお答え願えますか。

○証人（石田義廣君） このような契約をしますと、例えばホームページとか、いろいろな会議とか、そういうところではしておりません。

○委員（石井芳清君） なぜ公表されなかったのですか。

○証人（石田義廣君） 申し訳ございませんが、私の中では公表しなければならないという規定がございませんでしたので、記憶にありませんので、そういうことでしなかったということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） よろしいですか。これは石田町長さんが定めてある財務規則でござ

います。施行令の167条の2第1項に契約の締結後に契約の相手方、契約内容及び契約金額を公表することと、町長さん自ら定めている財務規則です。頭の中に無いということでおっしゃるということは腑に落ちない。ちゃんとここに書いてありますから。

○証人（石田義廣君） そのことにつきましては後で精査しなくてははいけませんけれど、今の質問が公表したか、しないかと言うことについては、公表しませんでしたと言うお答えでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 石井委員の質問は、なぜ公表しなかったのかという質問です。

○証人（石田義廣君） 私の思いますのは、繰り返しになりますが、公表される必要性について、あるのかどうかということ、私がそのように思っておりましたので、公表しなかったと言うわけです。

○委員長（瀧口義雄君） 内容自身を判断して公表しなかったと。これを知っている人は、町長さんご自身おひとりということになります。あとはメキシコの人。御宿町内の人は誰も知らなかったという中で、この事業は進んでいったということで、なぜここで公表しなかったのか。これだけ重要な問題を。契約ですから。これ御宿町の契約という認識でおりますから、規則で定められているものを、いろいろな問題も起きておりますので、石井委員はなぜ公表しなかったのかと、公の人が公の契約をしている。公印も押されておりますのでその辺を石井委員は質問しているということです。

○証人（石田義廣君） これまでも色々な業務の中で、随意契約、色々な契約を結ぶときに事前に公表と言うことが、どういうところで行われていたかということが、私の記憶にござませんので、私は業務について公務として執行権の元でこの契約を行って、進めてきたと言うことでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 執行権を聞いているわけではない。石井委員はなぜ公表しなかったのか。対外国との話で契約でございます。町内の土木工事とかそういうような担当課では把握して、いろいろな形で、業者間で入札等をおこないますから、それは周知できますけれど、これは御宿町内で知っている人は、町長さんご本人しかおりませんので、なぜ公表しなかったのですか。これだけの契約、委託業務をしていると、それが石井委員の質問でございます。執行権を聞いているわけではありません。

○証人（石田義廣君） 申し訳ございませんが、外国との云々、そういう内容だから公表しなかったということではございませんので、私の中では随意契約等について事前公表という認識があまりなかった。契約の中身とか、内容によってしなかったということではありません。

○委員長（瀧口義雄君） 私が読み上げたのは、契約を締結した後にという話です。契約を締結した後に、契約の相手方、内容及び契約金額を公表すること、町長さんご自身が定めている財務規則でございますので、それで石井委員は聞いているのです。前のこともありますよ。前のこともありますけれど、締結してしまったものですからその後の処理について聞いているわけです。

○証人（石田義廣君） 契約した後に私はこのような契約をいたしましたという皆さんにお知らせする時点で、それが公表ということではないかと私は思っています。

○委員（石井芳清君） 私の質問に戻りますが、今の契約事務ですが、議会にお知らせをしたと言う風な、今お話をいただいたと思います。それはどのようになされたのですか。もしくはどの場で、どの場でどのような説明をされたのですか。

○証人（石田義廣君） 特別委員会が設置されまして、第1回目の特別委員会が8月7日でしたね。この会議が開催されました。そういうことで、6月の議会で本委員会が設置されまして、この契約が7月11日に書類上結ばれたということでございますので、それ以降ですね。この特別委員会で提示したとか、その間になんとかの形で提示させていただいたのか、ちょっと、かなり、いろいろな事がありまして、ちょっと明確な記憶がございません。

○委員（石井芳清君） 大事なことだと思いますので、はっきりしていただけませんか。

○証人（石田義廣君） 7月11日に書類上の契約を結びまして、そういうことで8月7日に本委員会が開催されたわけでございますが、本委員会で初めてこの契約が出てきたということかもわかりません。ちょっとその間の記憶が、正直申しましてありませんので、先ほど申し上げました、本委員会においてこの契約書が皆さんに示されたということかもわかりません。ちょっとその辺が、記憶が定かではございません。先ほど申し上げました本委員会以前にこの公表について、公表したという私の発言については、ちょっと記憶があまりございませんので、そういうことでは困りますということであれば、この発言は訂正させていただきます。

○委員（石井芳清君） わかりました。本委員会が初めてということによろしいわけですね。

○証人（石田義廣君） （うなずく）

○委員（石井芳清君） 次に移ります。御宿町が顧問弁護士、町として顧問弁護士を契約していると思います。平成29年度、平成30年度はいくらですか。町長が提案した予算額で結構ですので、お答え願います。

○証人（石田義廣君） 予算の額と言うことでございますが、正確な数字を今持っておりません。

○委員長（瀧口義雄君） 事務局、29年度、30年度の予算額を読み上げてください。

○事務局長（吉野信次君） それでは、町の顧問弁護士料につきまして、ご報告いたします。平成29年、64万8千円、平成30年、64万8千円の同額でございます。以上です。

○委員（石井芳清君） それでよろしいですか。町長。

○証人（石田義廣君） 事務局さんがお答えいただきましたので、私の中には数字をもっておらなかったという、いかどうかは確認しますが事務局がそうおっしゃっておりますので、そのとおりでないかと思えます。

○委員（石井芳清君） 何のために町の顧問弁護士と委託契約を結んでいるのか。その目的です。それらについてご説明をいただきたいと思えます。

○証人（石田義廣君） 地方自治体でございますので、行政多岐にわたりいろいろな面がございます。そういう中で、裁判に関する訴訟とか、あるいはこまごました行政、日常の行政の中でいろいろな事がありまして、ご相談させていただいたりしております。そういう町行政を全うしていくために専門的立場のご意見を指導いただくという目的で設置をしておると認識しております。

○委員（石井芳清君） わかりました。証拠として出されております接見記録について朗読を求めます。

○事務局長（吉野信次君） それでは町長が町の顧問弁護士と3回接見しております。その接見記録を読ませていただきます。平成30年5月18日。平成30年一般会計予算で修正動議が提出され、修正案のとおり可決された。修正動議の趣旨を踏まえた中で本事業について職員が事務を取ることの可否について、議会の議決をもって長の執行権をしばる法はないと思われる。そのため、長の命令により職員が事務を執ることは可と思われるが、自治事務の範囲内で住民のための活動であることかつ予算も執行しないという合理的説明を行う必要がある。というお答えです。次に修正動議の趣旨を踏まえ、議会の同意なしに町が事業主体となることの可否。また主催者となりうる要件に予算の執行の有無は関係あるか。という質問に関してです。町が事業主体になることの違法性はないと思われる。ただ、町が関与する部分については綿密に計画を立てる必要があり、計画のたてつけも難しいと思われる。まとめとしまして、町が事業を実施することについては、かなりリスクが高い。住民訴訟を覚悟して事業をやりきるかは、町長の政治的責任をもって行うことになろうかと思う。そのほか、弁護士から町職員の随行等の行動において、住民のためになるという具体的な説明がいちアクションごとに必要になる。現状において法的リスクはあちらこちらにありすごく難しい。それでもやるかということ。状況確

認として、本事業においてメキシコの公的機関は関わっていない。日本側の募集に関する受付や学生選考も任意団体が行っている。修正案可決の後、学生プログラム募集記事を削除するようメールし、相手側からは対応する旨の返信メールを受けている。

6月1日にも短時間ではあったが自治事務について意見交換を行ったということです。

6月8日です。メキシコ学生交流プログラムは、千葉工大と共催とまらないかということです。この事業に関しては様々な契約が発生する。この契約について待ちは予算がないため一切行えない。例えばホームステイ先にお金を払うことについて、これ自体が契約行為である。また様々な体験学習におけるお金の支払いも全て契約行為が入っている。こういった契約を町が主体となっていくことはできない。それでも町が主催だと言っているのか。ということで先生からお話がありました。

現実として、主催は町で支払いは千葉工大というのはいないのか。という質問です。何か起こったときに、法的責任は全て千葉工大で、町は名前だけの主催と言う話になると、何のための主催なのかが問われる。というお答えです。

この事業は理論的にできないものではないが、時間的なことや必要なプログラムを段取りすることを考えた場合、果たして間に合うのか。小中学校での交流会はできないと聞いている。一番望ましいと思っていたが、それ以外の住民との交流プログラムをいくつ入れられるか、実はそこしか町は関与できない。

今回メキシコ大使館は、一切手を引いていると伺っている。その中で、町長のパートナー契約の相手が一般私人になっている。そのため、メキシコの民間業者が御宿町に留学生を呼んだので国際交流という形で受け入れるという整理になっているのではないかと。

この事業はパブリック対パブリックではなく、パブリック対プライベートになっている。その中で町が実施することについて問われることになる。御宿町が実施するとして、執行権があるという理由で職員を動かすこと。というところです。

地方公共団体が成し得る事務として組み上げるためには、少なくとも町が関与する部分について自治事務であると言えるものがなければいけないこと、これまでもお伝えしている。

町が留学生を受け入れる、その意味は何か。外国人に語学を教えることは自治事務で無いと思っている。今回のプログラムのかなりの部分で待ちは関われない。体験交流も講師が住民と言うだけでは意味がない。また体験した空間が一緒と言うだけでも交流とは言えず、これらを自治事務と整理するには無理がある。

本事業において町長の政治的責任よりも公的責任を気にしている。職員の付き添いに伴う旅

費や日当などの支払いが違法支出にならないかを心配している。金額は小額でも違法と言うレッテルを貼られる。違法と言う判断が出てしまったことによる町のダメージは、この事業を間違いなく壊滅に追い込むと思う。大原則として町には違法なことを実施してもらいたくない。それをわかっていて町長が実施すると言うならば私に止める権限はない。

現状、千葉工大が事業費を出すことになっているが、本当に出すのか不安である。何らかの明確な意思表示が千葉工大から町に出されているのかは聞いていない。また、千葉工大はお金を出すとやっているにも関わらず共催しない理由が分からない。

町長はこの事業を町主催で行うに当たり、何かあれば町が責任を負うと言われました。そうであるならば、それこそやめるべきではないでしょうか。実態と名前が乖離している。町が事業費を払って事業を進めることは今回できない。その中で事業費の支払いや責任を持つことは基本的に千葉工大に成らざるを得ない。社会的な意味においてそれを主催と言うのではないか。

職員が動く事務が自治事務の範囲に入っていない限り、一部自治事務であったとしても残りが自治事務でなければ、それに関われば違法となる。今回の交流プログラム全体をみれば自治事務ではない。

歴史的経緯を前提とした自治事務はおそらく成立しないと言うのが私の考えにある。よって、全体を自治事務としてとらえるのはかなり厳しい。

その他としまして確認事項。予算担保がない中でのホームページ募集について。メキシコ大使館の使用について等でございます。以上です。

○委員（石井芳清君） 接見記録を読んでいただきました。これはただいま町長が町の顧問弁護士の委託契約の目的について述べていただきました。その上での助言であったと思います。これに対して町職員は、町顧問弁護士との接見の報告を受けて、町長に意見書を提出したのではありませんか。いかがですか町長。

○証人（石田義廣君） 意見提出をしていただいた資料について、この度当委員会に資料提出を求められました。なので提出させていただきました。いまでも事務局が読み上げた内容については、おそらく録音された、詳細の内容ではないかと思いますが、私が、大きく言えば内容が、一部であれ、廣範囲のものであれ、同じようなものなのですけれど、私が今回提出いたしました資料については、担当者から提示があつて、課長会議で、皆さんでご覧いただいたということでございます。そういうことで、先ほども申し上げましたけれども、どこまでお答えするか分かりませんが、とりあえずは今の事務局が申し上げました内容は、まさに先生のご意見であったと思います。

○委員（石井芳清君） 次に町幹部職員の意見書を。私の質問はまず1点目のところですが、もうひとつありまして、町幹部職員は、顧問弁護士の接見を受けて町長に意見書を提出しました。その写しが本委員会に提出されておりますが、そのことについてであります。町顧問弁護士の接見の報告を受けて、職員が町長に意見書を提出したのではないか。ということの確認であります。

○証人（石田義廣君） 先ほど事務局が読み上げた内容は、ほぼ全体の様子ではなかったかと思いますが、そういう中で担当部下としまして、それなりにご自分がまとめたものを課長会議に提出したと思います。

○委員（石井芳清君） 本委員会では、幹部職員が連名で町長に意見書と申しますか、そういう書類を出したと言うことで、証人から書類が提出されたと思います。その書類についてでございます。

○証人（石田義廣君） このことにつきましては、以前にも申し上げましたが、皆様方からご意見をいただきました。しっかりと検討させていただきまして、しかしながら内容的には私は全く違法なところはないという確信を持ってこの事業を進めてきたわけでございます。

○委員（石井芳清君） それでは幹部職員の意見書について朗読をお願いします。

○事務局長（吉野信次君） それでは御宿町副町長から出された意見書です。

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業について

本日の課長会議での議論を踏まえ、改めて私の考えをお伝えさせていただきます。平成29年度予算及び平成30年度予算に2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業を実施するための経費が計上されていない中で、石田町長は執行権の名のもとに職員を使い、別紙のとおり地方自治法に違反すると思料される事柄を含め事務を執行してきました。これは、地方自治に携わる者として、あてはならない行為です。昨年度から、私をはじめ、職員や町議会議員の皆様から、何度も問題点を指摘されていたにも拘らず、真摯な議論もせず、なし崩し的に事業を進めてきた結果、現在、町政に多大な混乱が生じています。メキシコ学生の来日が迫っている中で、一刻も早くプログラム事業の中止を決断するとともに、6月23日から予定している海外視察研修への参加を取りやめ、メキシコ学生ほか、関係者に被害が生じないよう善後策に全力をあげるべきです。こうした書面を出さざるを得ない状況となってしまったことは誠に残念ですが、これまで町長を支えてきた職員のためにも誠意ある対応を心からお願いいたします。末筆ながら、こうした事態に至ってしまったことについては、私の力不足も一因と思われれます。お詫び申し上げます。1 平成29年度中に2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業の参加者募集に係る

ホームページやポスターの作成の業務を委託していたこと。2 当該ホームページ等において、相手方の承諾を得ずに、協賛や後援について、名義を無断で使用していること。3 当該ホームページの作成等について、御宿町役場として、なんら意思決定をせずに独断で実施したこと。4 平成30年4月以降、本事業の実施に係る予算が全くない中で、事業内容等の見なおしをしないまま、予算の裏付けのない事業を継続し、現在に至っていること。5 その過程において、職員を本事業に係わらせていること。

その他町幹部職員10名の署名で出された意見書でございます。

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業に係る申入書

私たちは、石田町長が地方自治法に違反し、また、何度も私たちから意見を申し上げたにも拘らず、真摯な議論をせずに独断で本事業を強行しようとしていることや、町議会において100条委員会の設置が見込まれることから、ここに改めて下記事項を申し入れます。1 予算の裏付けがなく、また、地方自治法に違反すると思料される2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業を一刻も早く中止すること。2 メキシコ学生及び関係者に速やかに謝罪するとともに、町政の混乱を収束し、町の名誉を守るため善後策を講ずること。3 今後も含め、本事業に職員は一切、係わらないこと。以上でございます。

○委員（石井芳清君） 町は平成29年度、64万8千円、平成30年度、64万8千円と顧問弁護士と委託契約を結んでおります。専門的知見を得るとのことだと思いますが、そのことに助言をいただきまして、かかる後に幹部職員、職員の中でも議論をして、ただいまお読みいただいた意見書が提出されたと言うことがこの間の経過であると思えます。こうした経過の中で、改めてお尋ねいたしますが、どうして本事業を町の事業として実施したのでしょうか。改めてお聞きしたいと思います。

○証人（石田義廣君） 町幹部職員の皆さんのご意見は、このような状況の中で事業を執行することは、違法ではないかと言う疑念というか、そういう思料されるとございましたが、まさに果たしてこの事業が、立派に行われてきた事業が、果たして違法なのかどうかということを現在また今後問われていくことだと考えております。それともう一点は、先ほどの顧問弁護士さんのご意見がございましたが、その前に、以前も申し上げましたけれど、この事業を総合的、政治的判断をもって実行すると言う決意いたしましたのは、5月11日でございます。千葉工大の理事長さんとお話をした、3回お話した上で非常に重要だと、国と国との関係もあり、いろいろな迷惑もかかる。それで顧問弁護士さんの意見の、非常に重要な主な点が二つあります。議会の議決をもって、長の執行権を縛るものではないといわれました。これは前にもおはなし

してございますけれど、執行権は議決権で縛れないと。もう一点は町が事業主体となることの違法性はないと。これは顧問弁護士さんのご指導であります。そういう中で、るる先ほど言われましたけれど、非常に事業を進めるのは難しいとか、困難であるとか、リスクが高いとか、そういう表現がずっと出てきます。私は今申し上げましたが、この事業を総合的な判断の中で、進めなければいけないと思っておりましたので、当然そういうことは、覚悟して実行してきたわけでございますが、顧問弁護士さんは不可能であるとか、違法であるとか、一言もいっていません。今申し上げましたように、困難であるとか、難しいとかという表現がずっとあります。そういう中で行って来ました。非常に私としても幹部職員の皆様方からこういったご意見をいただいたことは、本当に重く見なくてははいけませんけれども、究極的に私はこの事業を実行することが良いことだと、全体的にいいことだと判断した中で、町の予算を使わずに実行させていただいたということでございます。

○委員（石井芳清君） 次に移ります。学生募集のホームページについてお聞きいたします。2017年と2018年の参加費用の内訳を変更いたしましたか。

○証人（石田義廣君） 以前にも申しておりますけれど、参加費用は変化しております。

○委員（石井芳清君） その変更は誰と相談しまして決められましたか。

○証人（石田義廣君） 私と現地の担当者といえますか、以前も申し上げましたけれど、NPO法人から口頭による委任を受けている、現地担当者アレハンドロ・バサーニェスさんという方で、この件については何度も申し上げている、そういうことで決めました。

○委員（石井芳清君） なぜ担当課と相談してらっしゃらなかったのですか。

○証人（石田義廣君） これは経緯等について何度か申し上げておりますが、これまで4回、2018を抜いて4回の事業をやってきた中で、非常に、この人件費あるいは謝礼とか、色々な経費がかさんで大変だと言うことがございました。そういうことでアレハンドロ・バサーニェスさんが、メキシコ大使館の一等書記官をお勤めなさっていたときは、色々な面でご協力をいただいたのですが、おやめになってから、非常にそういう経費の工面が大変だと言いまして、そういう中で、しかしながら4回を経まして5回目になりまして、是非参加に関する募集、選抜経費等、この参加料の中からいただきたいといいたいまいしょうか、ひとつには、あとのことでございますが、町の予算も削除されたというケースがございますが、非常に人件費がいままでどの程度かかっていたのか、募集費がどの程度かかっていたのか、ある程度おおまかな内容は聞いておりましたけれど、そういう中でかなり多くのボランティア要素がありましたので、じゃ、そういうことで、参加料の中に募集経費等を含めまして行いたいと、私は非常にこの事業は重要

な事業であると考えておりましたので、そのようにお話をして決定させていただいたと言うことです。

○委員（石井芳清君） 重要な事業とおっしゃられたわけですが、ではなぜ町の担当課と相談されなかったのですか。町として募集されています。

○証人（石田義廣君） この事業を、先ほども申し上げましたけれど、2月から準備に入っていて、そういう時点では、いろいろと皆さん、電話のやり取り、メールのやり取りがありまして、そういう内容でございましたので、その時点でその事業、5回目の事業をそのような内容で進めたほうがいいと、私の判断で進めてきたわけでございます。

○委員（石井芳清君） 学生の負担が大幅に変わるということで、金額については次にお尋ねいたしますが、そういう大事な内容について、外国の方と直接町長と二者のみで、お二方で決めたということで理解してよろしいですか。

○証人（石田義廣君） 事業の準備の段階で、いろいろな職員の皆様にも協力をお願いしたりしたわけですが、実際に、具体的にこういう内容となるということは、私は職員にはその時点では申し上げてなかったということでございます。

○委員（石井芳清君） わかりました。次に参加費2650USドルは誰と相談して決めましたか。

○証人（石田義廣君） これまで4回の経験の中で、およそこのくらいの費用がかかりますという、現地の担当されているアレハンドロ・バサーニェスさんからご提案があって、いろいろと内容について協議して決定させていただいたということでございます。

○委員（石井芳清君） お二方で決められたということによろしいですか。なぜ担当課と相談されなかったのですか。

○証人（石田義廣君） 担当課と相談すれば、もっと良かったかも分かりませんが、とにかくこの事業については、是非私も実施をしたいという考えもございまして、また、その内容等については、相談した場合色々なご意見もあるのでしょうか、これまでの私自身の4回の経験を受けまして、こういった額の内容については、適正であろうということで決定して進めてきたということでございます。

○委員（石井芳清君） この金額の決定についてもお二方のみで決定されたということで理解しました。次に本事業の修了式についてお聞きしたいと思います。参加学生に修了証は交付されましたか。

○証人（石田義廣君） 交付されました。

○委員（石井芳清君） それはどなたが発行したのですか。

○証人（石田義廣君） 千葉工業大学であると思います。

○委員（石井芳清君） 在日メキシコ大使館から参加学生に認定証は発行されましたか。例年、大使がサインをした推薦書と申しましょうか、そのようなものが学生に手渡されたと言う風に理解をしておりますが。今回はメキシコ大使館からどのようなものが学生に渡されましたか。

○証人（石田義廣君） これまでも何度か申し上げておりますが、修了式が当初はメキシコ大使館で行われる予定が、7月の上旬、いわばこの事業が始まった間もない段階で、いろいろな事情で、大使館ではなかなかできないと、ご遠慮させていただきたいというお話の中で、結果的に千葉工業大学で修了式を行ったわけでございます。そういう中で、その書類については、メキシコ大使館からは今回は出ていないのではないかと思います。

○委員（石井芳清君） 出ていないと言うことで了解しました。次に在日メキシコ大使館は本事業でどのように関与されたのでしょうか。何をしてくれたのでしょうか。具体的に。

○証人（石田義廣君） このことにつきましても以前から申し上げておりますが、時間の流れの中で、2月、3月、当初の頃は何度か、御宿町と千葉工業大学と大使館で協議をしておりましたけれど、途中からやはり予算が削除されて、またこのような特別委員会が設置されたということで、非常に大使館さんの対応は控えめに、消極的な形になってきたのは事実でございます。そういうことで、しかしながら色々な面で電話をしたり、ご指導いただいたり、また逆にこのような状況の中で、大使さんをはじめ関係方々にご心労をかけた場合もあったと思いますので、お詫びを申し上げながら、具体的な、物的な協力と言うのは、この事業の最中と申しましょうか、今回の事業については、あまりなかったのではないかと思います。

○委員（石井芳清君） 具体的にはなかったと理解してよろしいですか。（はい）分かりました。次に最後であります、改めて伺いたしますが、本事業の実施について、誰と相談して実施の決定をしたのですか。

○証人（石田義廣君） このことも何度も申し上げておりますが、2月に準備に入って、3月に予算が削除され、その時点で正直言いまして困ったなと思ったわけでございますけれど、即千葉工業大学の瀬戸熊理事長さんが2回役場にお見えになりまして、いろいろな相談をさせていただきまして、すばらしい事業だねと、是非続けたいねと、お互いの意思確認と申しましょうか、そういうことがあったわけでございます。そして最終的には5月11日に私が千葉工業大学に訪れたときに、いろいろなこれまでお答えしておりますけれど、経費の面は全面的に支援いただけるお話になりましたので、是非進めたいと、町が主催で進めたいということで、実施してきたと言うことでございます。

○委員（石井芳清君） 5月11日以降ということによろしいでしょうか。それまでについて改めてお聞かせ願えますか。5月11日以前についてです。2月からですか。本事業。2018年度事業を実施すると、誰と相談して決めたのですか。予算提案を含めて、議会に伝わっておりません。当然。そのことです。

○証人（石田義廣君） かなり重複はいたしますが、これまでの事業についきまして、4回の経験の中で同じように2月くらいから準備を進めていまして、その時点ではやはり多方面、外務省、メキシコ大使館、非常に前年の暮れに報告書をお届けしました。第4回目の。そういうことでお話をいただいて、是非、町としても続けたいというご意志を申し述べさせていただきました。そして先方の皆様方からは是非やりましょう、続けてくださいというお話がございました。そういう中で、準備に入ってきたと言うことでございますけれど、準備をするということは、やはりこの事業を進めると、進めていくという判断がございました。

○委員（石井芳清君） 以上です。

○委員長（瀧口義雄君） これで10分間のトイレ休憩をいたします。

(午前10時19分)

○委員長（瀧口義雄君） それでは、会議を始めます。

(午前10時30分)

○委員長（瀧口義雄君） 私のほうから2、3質問をさせていただきます。

プレ・テキストの業務委託契約が、町が公式に契約した業務委託契約ということによろしいですか。

○証人（石田義廣君） はい。よろしいです。

○委員長（瀧口義雄君） 町との契約と言うことでありますので、自治法、財務規則に照らして2、3お聞きしたいと思います。昨年ですが、NPO法人との契約について、法人の登記関係書類、会計活動実績書類、一切御宿町に存在していないと言うような証人の証言が確定しております。そういう中で、予算措置はされておりましたか。この契約の分。執行について伺います。

○証人（石田義廣君） 契約自体の予算措置はしてございません。

- 委員長（瀧口義雄君） 財務規則に基づく契約保証金の請求はしてありましたか。
- 証人（石田義廣君） 内容について、契約金額がございませんので、保証金はございません。
- 委員長（瀧口義雄君） 随意契約ということで理解しておりますけれど、自治法施行令167条の2の規程に準じておりますか。
- 証人（石田義廣君） 準じておると思います。
- 委員長（瀧口義雄君） 随意契約2社以上から見積書を徴しておりますか。
- 証人（石田義廣君） 事情により1社でございます。
- 委員長（瀧口義雄君） 1社にした理由を財務規則に準じてご説明下さい。
- 証人（石田義廣君） 手許に財務規程を持っておりませんが、事情により1社で良いという条文があると思います。
- 委員長（瀧口義雄君） 事情によりという財務規則はありません。財務規則を読みまじょうか。休憩して渡しまじょうか。これ現に契約しているのですよ。お持ちでないですか財務規則。調べてください。（沈黙）それではそれは後で結構です。
- この業者。NPOですね。暴力団関係者や過去に履行不能となった業者ではないという証言はありますか。
- 証人（石田義廣君） 先ほど委員長さんがおっしゃられました、定款というかそういうものはその時点ではございませんでしたが、その後に取り寄せておりますが、提出はしなくていいというおはなしでございましたので提出いたしません、まったく内容的にはそのようなことはございません。
- 委員長（瀧口義雄君） それでは署名でそういった業者であると、暴力団関係者や過去に履行不能となった業者ではないという証明があるということによろしいですか。
- 証人（石田義廣君） 書面で持っているということではございません。
- 委員長（瀧口義雄君） わかりました。それでいいです。契約金額及び契約の相手方は支出負担行為決議書と同一ですか。もう一点。入札書、見積書に日付、押印、業務名などが適正に記載されておりますか。この2点。
- 証人（石田義廣君） 今申し上げましたけれど、契約自体に費用がかかっておりません。そういうことで、内容の見積等もございません。
- 委員長（瀧口義雄君） 次に収入印紙の添付はございますか。
- 証人（石田義廣君） メキシコにおけるNPO法人の定款はいただいておりますけれど、そのような収入印紙の添付はございません。

○委員長（瀧口義雄君） 再度つけ加えますけれど、契約時に、先ほど読み上げた登記簿謄本
いっさいなかったという答弁です。契約後に取り寄せたと言う認識です。それは内のほうでは
確認しておりませんので。それと発注者と受注者の双方の記名、押印は、向こうはサインなの
でしょうけれどもありますか。

○証人（石田義廣君） この業務委託契約につきましては、協議が整った中で、こちらで押印
いたしまして、それで相手方にPDFで送りましてサインをして、また戻していただいたとい
うことでございます。

○委員長（瀧口義雄君） わかりました。原本は前回日本語と言うお答えでしたけれど、それ
でよろしいですね。

○証人（石田義廣君） このことにつきましてですね、専門的な方にご相談いたしまして、私
が今申し上げました内容を、原本を持っているのですが、正確に言えば原本ではないのではな
いかというようなご意見をいただきましたが、しかしながら、お互いの契約と申しますか、確
認書としてお互いの、お互いが確認しあう契約書であるということでは十分である。

○委員長（瀧口義雄君） ちょっと複雑になったのですけれど、契約書ではないということ
ですか。

○証人（石田義廣君） 契約書は契約書です。

○委員長（瀧口義雄君） 契約書ということでしたら、日本語で書かれたという質問ですが。
日本語で書かれたものですか。スペイン語ですか。英語ですか。フランス語ですか。併記で
すか。今言われた契約書というものは。

○証人（石田義廣君） 契約書自体は提示さしていただいて、そのものでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 日本語ですか。

○証人（石田義廣君） はい。契約書は日本語で書かれております。サインは先方のサイン
です。

○委員長（瀧口義雄君） 日本語と言うことですが、代表者は日本語をご理解できる方
ですか。

○証人（石田義廣君） この代表者自身は、どの程度の日本語に通じているか、正確な把握は
いたしておりませんが、何度か申し上げておりますように、口頭で委任を受けたアレハンド
ロ・バサーニェスさんは十分に理解しておりますので、お互いの親子でありますので十分な理
解があると思います。

○委員長（瀧口義雄君） 私は代表者が、日本語が理解できますかと言う質問です。元書記官

ですか。それは、代理人でも、役職でも、委任を受けていると言う委任状も一切ありませんので、それは了解しがたい話です。よくわからないという答弁の形です。そういう中で、日本では印鑑の場合、役場で印鑑証明をとります。ではサインの確認はどうされましたか。これが代表者のサインだと言う確認は、石田町長として、契約した発注者でございますので、どうなさいましたか。

○証人（石田義廣君） この契約書にサインをいただいたということでございますので、そのサインをどのように確認したかと言うことにつきましては、ちょっと私はそのようなことが現地で可能なかどうか分かりませんでしたけれど、ご本人。今まで申し上げてきましたように、元一等書記官が間に入っておりますので。

○委員長（瀧口義雄君） そういう質問ではないのです。サインの確認をどのような形でしましたかと言う質問でございます。日本は印鑑証明がついてまいります。外国の場合、これ国際契約でございます。どうなされましたか。日本は明確にこの役場で印鑑証明が取れます。外国の場合確認したかと言う質問でございます。サインの確認です。していない。した場合どのような形で確認しましたか。

○証人（石田義廣君） そのような確認は、それが必要かどうかということもありますけれど、確認はしておりません。

○委員長（瀧口義雄君） 会社からの委任状は添付されておりますか。

○証人（石田義廣君） 委任状と言うものはございませんけれど、内容は、中身につきましては、しっかりと。委任といたしますのは、代表者が活動いただいている、アレハンドロ・バサーニェスさんへの委任のことですか。

○委員長（瀧口義雄君） それは先ほどないということを確認してはいますが、NPOからの委任状です。この人が役員である委任。当時なかった。登記簿関係は一切ない中で契約したことは、証人が証言しておりますのでわかっています。それはそれとして、ないということですね。先ほど石井委員が申し上げた、国際契約の条項で必要なものの中で、紛争になったときどの国で行われて、どの国の法律に順ずるのですか。条項に入っておりませんので、一番大切なものです。

○証人（石田義廣君） おっしゃるとおり中にはございませんが、私がいろいろと教えていただいている弁護士さんも、そのようないろいろなことのお考えはあるようでございます。そういう中で契約自体はしっかりとした契約であると認識しております。

○委員長（瀧口義雄君） 私が聞いているのは、国際紛争になったときにどこの国で行われる

のか。どこの法律に準じているのかという条項が、一番大切な必須条項がございます。それが欠落しておりますので。

○証人（石田義廣君） 現時点で私が把握しておりません。

○委員長（瀧口義雄君） 把握と言うよりは、契約書に載っていないということですよね。契約書にないものはない。と言う形でよろしいですね。

○証人（石田義廣君） はい。

○委員長（瀧口義雄君） 自治法の関係については、書類がないと、わからないということで認識しております。長時間お忙しい中証人にはご出席いただきまして大変ありがとうございます。これで今日の証人尋問は終わりにいたします。これでご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

（証人退席）

○委員長（瀧口義雄君） 暫時休憩いたします。

（午前10時49分）

○委員長（瀧口義雄君） それでは会議を始めます。

（午前11時12分）

○委員長（瀧口義雄君） 続きまして、議題1、委員会報告について議題といたします。

局長、報告書の読みあげをお願いいたします。

○事務局長（吉野信次君） それでは2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査の結果を読み上げさせていただきます。

平成30年御宿町議会第1回定例会において、平成30年度（2018年度）の日本・メキシコ学生交流プログラム事業（以下、「本事業」という。）の事業費は、平成30年度御宿町一般会計予算から削除する修正案が提出され、賛成多数で可決された。

平成30年度当初において、本事業に係る予算は全て削除されたにも関わらず、石田義廣町長は、町の事業として本事業を行っていたことが発覚した。

予算の裏付けがないまま事業を行うことは、議会の議決を否定する地方自治法を逸脱する行為であり、議会として看過できない問題であることから、本事業に関する事項について調査を

するため、平成30年御宿町議会第2回定例会において、2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会（以下、「本委員会」という。）が設置された。

地方自治法第1条の2第1項では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする」とされており、「日本・メキシコ学生交流プログラム事業」は、単年度ごとの独立した事業なおかつ外国人を対象とする事務であることから、地方自治法における「自治事務」とするには「議決」が必須と解され、これまで実施の決定は事業予算の議決によってなされてきた。

本事業が町の事業であるならば、事業予算の議決を受けたのち、会計年度である2018年4月1日以降に実施することが地方公共団体として当然だが、実施年度前で、なおかつ予算案の提案がされていないにも関わらず、石田義廣町長は、2018年2月1日に独断かつ秘密裏に外国人等に町の事務を請け負わせ、2018年2月15日からホームページを使い、御宿町の事業として参加学生の募集を行った。さらに、参加者募集に用いたホームページやポスターには後援として外務省や千葉県などの公的団体の名が記載されていたが、許可を得ないまま無断で掲載した。手続きについては、学生募集広告の掲載から大幅に遅れた6月に外務省宛に申請書が提出されたが不許可となっている。千葉県には後援申請すらしていない。

本事業の予算が平成30年度（2018年）予算書から削除された後も、石田義廣町長は本事業を中止することなく、参加学生を5月に決定し、業務を請け負わせた外国人等に参加料金の収受を行わせ、千葉工業大学に日本国内における学生の受け入れを実施させた。

これらは「町の事業」として順守しなければならない行政通則、会計法等を適用していない。町の顧問弁護士からは、本事業の実施について明確に是とする見解はなく、役場職員の対応についても、行政事務においては法令順守を基本とする上で、本事業への事務的関与はない。さらに、プログラムの修了証書授与式はこれまで在日メキシコ大使館で行われ、認定証も交付されていたが、本事業では、在日メキシコ大使館が会場として使用できず、認定証も交付されずに、千葉工業大学のキャンパスで修了証書授与式が行われた。在日メキシコ大使館の関与がなければ事業が実施できないとしてきたこれまでの町長の発言とも矛盾する結果となった。

本委員会では、御宿町の尊厳と名誉の回復と、石田義廣町長の人権に十分な配慮をし、審議を進めてきた。証人による尋問の内容及び関係書類を審査したが、地方自治法や行政通則に照らして、何一つ正しいものはなく、町の公式事業ではないと断じざるを得ない。事実として、石田義廣氏個人が町の名と町長の職印を使用し、私的事業を行っていたと見るのが妥当であり、石田義廣町長が職権を乱用し、公私を混同し、町政を私物化したものと結論付けた。

今回の事件は、行政の長が議会の議決や法令を無視し、執行権を乱用するという全国に類例のないものであり、こうした事がまかり通るならば、町民の税金を預かり法令に則り事務を行うという「地方公共団体」としての信頼が揺らぎ、町民の納税意識がそがれる事につながると考える。同時に、法令より自己の目的を優先させるこうした行為は、御宿町のみならず、在日メキシコ大使館、日本国、千葉県等への信頼を失墜させ、私たちの祖先が400年前からつむいできた歴史に汚点を残した。

地方自治法や条例等の法令を順守することは、地方公共団体の長の責務である。石田義廣氏はこの責務を果たさず、御宿町を統轄し代表する者として明らかに不適任であると確認し、本委員会の報告とする。

なお、調査において判明した虚偽答弁や虚偽書類は本委員会として別途告発するものとする。以上でございます。

○委員長（瀧口義雄君） ありがとうございます。今局長が読み上げた報告について、意見、質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀧口義雄君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀧口義雄君） 質疑なしと認めます。

議題1につきまして、採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀧口義雄君） 異議なしと認め、挙手によって採決を行います。

議題1を承認の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○委員長（瀧口義雄君） 全員の賛成です。よって議題1は全員賛成で採決されました。

本日、出頭を求めた証人に対する尋問及び議題は終了いたしました。

この際何かご発言ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉会の宣告

○委員長（瀧口義雄君） 以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前 11 時 20 分)

御宿町委員会条例第27条の規定により、記名、押印する。

平成31年3月6日

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会

委員長